

室蘭市建設工事等低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領

目次

- 第1章 総則
- 第2章 低入札価格調査
- 第3章 最低制限価格
- 第4章 雑則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、室蘭市が工事の請負契約並びに工事に係る測量業務、調査業務及び設計業務の委託契約（以下「対象工事等」という。）を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲以内で最低価格で入札した者（以下「低価格入札者」という。）を調査（以下「低入札価格調査」という。）のうえ落札者とし不在の場合の取扱い及び同令第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設ける場合の取扱いを定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 低入札価格調査の対象工事等は、一般競争入札及び指名競争入札を行う予定価格が1億5,000万円以上の建設工事とする。

- 2 最低制限価格の対象工事等は、一般競争入札及び指名競争入札を行う予定価格が130万円を超え、1億5,000万円未満の建設工事並びに一般競争入札及び指名競争入札を行う予定価格が50万円を超える工事に係る測量業務、調査業務及び設計業務の委託契約とする。

第2章 低入札価格調査

(調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、対象工事等の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 2 前項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、調査基準価格を工事の予定価格に10分の7.5を乗じて得た額以上で総合的に判断し、適当な額を定めることができる。

(調査基準価格の記載)

第4条 対象工事等に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 低入札価格調査を行う場合の入札参加者への周知は、一般競争入札においては公告により、指名競争入札は、指名通知書により行うものとする。

(入札の執行)

第6条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、落札者が後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(低入札価格調査委員会の委員)

第7条 室蘭市契約に関する規則（平成12年規則第21号）第24条の規定に基づく低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）の委員長は、入札執行者とする。

2 委員長が不在のとき又は事故があるとき若しくは欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

3 委員会の委員は、土木、建築、契約及び対象工事等を主管する担当課長並びに工事検査員とする。なお、委員長は、必要に応じて他の職員を委員に指名することができる。

(委員会の開催)

第8条 委員長は、調査基準価格を下回る入札があった場合は、速やかに委員会を開催するものとする。

(委員会の調査事項)

第9条 委員会の調査事項は、低価格入札者から対象工事等に係る次に掲げる事項について、必要に応じ資料の提出、事情聴取、関係機関の照会等を行うものとする。

- (1) 積算内訳書
- (2) 安価な見積りができた理由
- (3) 下請予定業者の氏名及び契約予定金額
- (4) 施工場所付近における手持工事の状況、地理的条件及び手持資材の状況
- (5) 労務、資材、機械等の数量及び調達予定に関する状況
- (6) 過去に施工した公共工事の状況
- (7) 経営内容及び信用状況
- (8) その他必要な事項

2 委員長は、前項の調査の結果を契約審査会に報告するものとする。

(失格判断基準)

第9条の2 低入札価格調査において、低価格入札者によりその入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるため、失格と判断する基準を設けるものとする。

2 前項に規定する基準となる価格は、対象工事等の予定価格算出の基礎となった各費用について、(1)から(4)までに定める額の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- 3 低価格入札者から提出された積算内訳書の各費用の合計額が前項に掲げる額を下回る場合は、当該低価格入札者を落札者とししないものとする。

(落札決定等)

第10条 契約審査会は、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、その入札者を落札者とする。また、適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲以内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、前2条と同様の手続による調査を行うものとする。

(落札決定の通知)

第11条 前条の規定により落札者を決定したときは、当該低価格入札者（次順位者を落札者とした場合は当該者）に落札者とする通知をするとともに、他の入札者に対してその旨を通知するものとする。

(実施工事の公表)

第12条 低入札価格調査を実施した工事については、その結果を公表する。
2 調査基準価格については、入札執行後に公表するものとする。

(再度入札)

第13条 第9条の調査の結果、低価格入札者を落札者とししない場合で、次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合において、低入札価格調査の対象となった者を再度入札に参加させないものとする。

(監督体制等の強化)

第14条 工事監督員は、低入札価格調査による工事を監督するときは、室蘭市工事監督検査規程（平成12年室蘭市訓令第2号。以下「規程」という。）に定めるほか、次の措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳の内容のヒアリング
請負人に対して施工体制台帳の提出を求め、必要に応じ現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。
- (2) 施工計画書の内容のヒアリング
共通仕様書に基づき施工計画書を提出させ、必要に応じ現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。
- (3) 施工現場の調査
安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保から、必要があると認めるときは、施工現場の実態調査を行うものとする。
- (4) 下請業者等の確認
あらかじめ提出された下請予定業者、資材納入予定業者等のおり実施されているかの確認を行うものとする。

- 2 工事検査員は、低入札価格調査による工事を検査するときは、規程に定めるほか、厳格な検査を実施するものとする。

第3章 最低制限価格

(最低制限価格の設定)

第15条 建設工事の最低制限価格は、対象工事等の予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 2 工事に係る測量業務、調査業務及び設計業務（以下「設計等」という。）の委託契約の最低制限価格は、対象業務の予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる設計等の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額（一つの契約の中に二以上の業務が含まれる場合は、業務の種類ごとに算出した額の合計額）とする。ただし、その額が当該予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.1を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額（測量業務にあつては「10分の8.1」とあるのは「10分の8.2」と、地質調査業務にあつては「10分の8.1」とあるのは「10分の8.5」と、「10分の6」とあるのは「3分の2」と読み替えて得た額）とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 建築設計業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木設計業務

- ア 直接原価の額
- イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(5) 補償調査業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

- エ 一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額
- 3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認められるときは、最低制限価格を工事にあつては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額以上で、設計等にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8.1を乗じて得た額（測量業務にあつては「10分の8.1」とあるのは「10分の8.2」と、地質調査業務にあつては「10分の6」とあるのは「3分の2」と、「10分の8.1」とあるのは「10分の8.5」と読み替えて得た額）までの範囲内で総合的に判断し、適当な額を定めることができる。

（最低制限価格の記載等）

第16条 対象工事等に係る最低制限価格を設ける場合は第4条の規定を、入札参加者への周知は第5条の規定を、最低制限価格の公表は第12条第2項の規定を準用する。

第4章 雑則

（委任）

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年8月4日から施行し、8月4日以降の入札に適用する。

この要領は、平成21年7月27日から施行し、8月20日以降の入札に適用する。

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の室蘭市建設工事低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後の入札から適用する。
- 3 施行日から平成24年6月21日までの間において、第2条第2項に定める建設工事の入札については、同項及び第3章の規定を適用せず、同条第1項及び第2章（第9条の2を除く。）の規定を適用する。

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年5月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の室蘭市建設工事等低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札から適用する。

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年10月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の室蘭市建設工事等低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札から適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年5月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の室蘭市建設工事等低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札から適用する。

(施行期日)

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の室蘭市建設工事等低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札から適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の室蘭市建設工事等低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札から適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の室蘭市建設工事等低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札から適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の室蘭市建設工事等低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札から適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の室蘭市建設工事等低入札価格調査及び最低制限価格事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に公告を行う入札から適用する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年5月1日以降の入札に適用する。

(施行期日)

この要領は、令和6年4月16日から施行し、令和6年5月1日以降の入札に適用する。